

「市長との公民館サロン」成果と今後の展開について

1. 「市長との公民館サロン」事業の成果について

(1) 開催期間

令和4年4月～令和5年11月

(2) 開催地区

市内25か所（24公民館単位での開催、南郷地区は南郷西と島守の2か所で開催）

(3) 地域テーマ数

224件

(4) 対応状況（令和6年1月末時点）

対 応	件 数	備 考
対応済み	30件	市において対応し、課題解決に至ったもの
対応予定（今年度中）	3件	課題解決に向けて年度内の対応を予定しているもの
対応予定（次年度以降）	26件	課題解決に向けて、予算計上や外部機関との調整等が必要なため、次年度以降の対応となるもの
説明済み（地域了承）	149件	すぐの課題解決や対応が困難だが、市の対応方針や今後の見通しを地域に説明し了承を得たもの
継続協議	16件	課題解決に向けて、市と地域が引き続き協議するもの
合 計	224件	

(5) 主な地域テーマの対応状況

地区名	サロン開催年月日	成 果
	テーマ	
湊	R4.5.16	H26～28年度に実施していた防災士養成講座受講者へ受講料等に対する補助制度をR5年度に復活
	防災リーダーの育成	
南浜	R4.8.23	新潮観荘整備に向けた機運を高めるためのソフト事業として、「吉田初三郎パネル展」を開催
	新潮観荘整備事業	
上長	R4.11.1	県が実施する実証事業を地域に打診し、了解を得て、R5.11～R6.1に買い物支援バスの実証運行を実施
	地域内における交通手段の確保	
下長	R4.11.16	アパート・貸家の管理会社に対してアパート専用ごみ箱設置の検討を依頼、設置された箇所があった
	ごみ集積所について	
根城 鮫	R4.9.2（根城） R5.5.17（鮫）	市の支援制度である「地域の底力」実践プロジェクト促進事業を活用した地域主体の取組の実施
	各団体の後継者・担い手の育成	
小中野 江陽	R5.5.29（小中野） R5.8.9（江陽）	地域の要望を受け、民間ビルを津波避難ビルとして使用する協定を締結
	津波を伴う地震の際の避難場所	

(6) 令和6年度に対応予定の主な地域テーマ

地区名	サロン開催年月日	対応内容（予定）
	テーマ	
南郷西 他3地区	R4.7.8	部活動指導員を2名増員、部活動地域移行体制支援アドバイザーを新たに配置
	小・中学校の部活動の充実	
東	R5.7.24	街路樹根株の処理を行う
	遊歩道内植樹柵の根上がり対策	
白銀南	R5.9.28	地域集会所ホール床の修繕
	岬台地域集会所の管理	
豊崎	R5.10.31	準中型免許取得に係る補助金制度を新設
	消防団員の確保	
柏崎	R5.11.15	市委託料の基準額を国基準額まで引き上げ
	放課後児童クラブ	

(7) 公民館サロン開催に関する地域の評価

公民館サロン終了後に、出席者からサロン開催に関する感想を伺っている。どの地区も共通して「市長と直接対話できる場があることはありがたい」との声が挙がっており、継続開催が望まれている。一方、改善を望む声としては、地域の出席者や発言者の拡大、市長とのフリートークの時間の確保、話しやすい雰囲気づくり等を求める意見があった。

(8) 総括

- ①公民館サロンでは、地域の声を聞いて市政運営の参考として終わりにするのではなく、全てのテーマについて市長が直接地域から状況を聞いて、市の考えや対応方針を地域の代表者に丁寧に説明するとともに、課題解決に向けたフォローアップを継続して行うなど、市政運営に反映している。
- ②公民館サロンは、市民目線のまちづくりを推進する上で、地域の生の声を伺い、課題解決に向けて地域と行政と一緒に考える場として大変重要な取組であるとともに、地域からも継続開催を望まれている取組でもあり、地域と行政が共通認識を持ち、地域課題の解決を図るための出発点としての役割を果たしている。
- ③これまでの公民館サロンを通して、地域の担い手育成や地域の活性化が全地域共通の課題として浮き彫りになったことから、来年度の公民館サロンは、市長と地域とのネットワークづくりを基本に、課題解決に向けて地域に寄り添い、具体的な方策を地域と共に考え、実践する場となるように取り組む。

2. 「市長との公民館サロン」今後の展開について

令和6年度の「市長との公民館サロン」は、市長と地域住民が気軽な雰囲気に対話することにより、地域の現状や課題について相互理解を深めるとともに、地域の担い手育成や地域の特色を活かした地域づくりに向けて地域住民と行政が共に考え、実践するための場とする。

(1) 今後の「市長との公民館サロン」の特徴

市長と地域とのネットワークづくりを基本に、地域課題の解決に向けて具体的な方策を共に考え、実践していくため、以下の3点を特徴とする。

① 共通テーマを設定

「みんなで取り組む地域づくり」を全地域の共通テーマに設定。地域の担い手育成や地域活性化等の課題解決に向けて、市長と地域の代表者10名程度が気軽な雰囲気の中で直接対話する。

② 「対話」を深める工夫

これまでの公民館サロンで出された地域テーマの対応状況について市長から説明を行う時間や、出席者が市長と自由に話せる「フリートークタイム」を設け、対話を深める。

③ フォローアップ充実

話し合った内容の実践に向けて、地域に対する「連合町内会活動活性化交付金」等の支援や、課題解決に向けた継続協議の場を設けるなど、市において継続的なフォローアップを行う。

(2) 開催方法

市内38連合町内会を対象とする公募制

(3) 開催回数

年間10回程度（応募多数の場合は調整） ※令和7年度以降も開催予定

(4) 参加者

① 連合町内会長や町内会役員、地域で特色ある活動をしている方など地域の代表者（10名程度）

② 市長、市民連携推進課

※このほか、地域の希望に応じて傍聴者の受入れを行う

(5) 進捗管理

① 令和4～5年度に開催した公民館サロンで取り上げられたテーマについては、引き続き市民連携推進課において進捗管理を行う。地域との継続協議が必要な案件については、随時、地域と担当課との協議の場を設ける。

② 令和6年度の公民館サロンについては、市民連携推進課で要約形式の議事録を作成し、対応方針と共に市長へ報告するとともに、「八戸市連合町内会活動活性化交付金」等の支援制度の活用を促しながら、地域活動をフォローアップしていく。

(6) スケジュール（予定）

- ・ 令和6年4～5月 各連合町内会へ案内、開催希望の受付、開催地域決定
- ・ 令和6年6～12月 各地域で公民館サロンを開催
- ・ 令和7年2月 「38連合町内会長による情報交換会」で活動報告

<参考> これまでの公民館サロンとの比較

項目	令和6年度以降	令和4・5年度
対象	連合町内会単位で 38 地域	公民館単位で 25 地域
開催方法	公募制	市が地域と調整して決定
年間開催回数	10 回程度（応募多数の場合は調整）	R4 年度 13 回／R5 年度 12 回
地域テーマ	「みんなで取り組む地域づくり」を全地域の共通テーマとして設定	地域から提案された 5 件程度のテーマを設定
参加者の範囲	連合町内会長や役員、地域で特徴的な活動をされている方など 10 名前後	連合町内会長や役員を中心に 10 名前後
市長の現地視察	テーマに関係する場所や活動の視察のほか、必要に応じて市長が地域活動に参加・体験する場を設ける	テーマに関係する場所や活動を視察
傍聴者	地域の要望に応じて 10 名程度	地域の要望に応じて 2～3 名程度
フリートーク	地域テーマ以外の発言ができる場として 10 分程度の時間を設ける。発言は市政への参考意見として扱う	時間に余裕があった場合にのみ対応
地域への回答	地域への回答が必要なものについて、後日担当課から地域の代表者へ書面及び口頭にて回答	後日担当課から地域の代表者へ口頭にて回答
フォローアップ	サロンの冒頭で市長からこれまでの対応状況を報告。また、これまでの地域テーマの進捗状況は引き続き市民連携推進課で管理するとともに、新たな地域課題について、担当課や地域と連携しながらフォローアップを行う	市民連携推進課で担当課から聞き取りを行い、全ての地域テーマの進捗状況を管理し、二役に定期報告

3. 「八戸市連合町内会活動活性化交付金」について

公民館サロンにより浮き彫りとなった町内会役員の高齢化や地域の担い手育成等の課題解決に向けて、連合町内会の基盤強化や地域負担の軽減を図るため、連合町内会を対象とする交付金制度を新設する。

(1) 内容

地域の振興及び発展を図るための取組を進めている連合町内会の活動を支援するもの。

(2) 対象

市内 38 連合町内会

(3) 令和6年度予算額

5,700 千円

(4) 支援内容

以下の活動に取り組む連合町内会に対して交付金による支援を行う。(複数活動に取り組む場合は、交付金が合算される。)

活動項目	活動例	交付金額
a.町内会加入促進活動	訪問勧誘、加入窓口開設、勧誘チラシ・ポスター作成等	50,000 円
b.広報活動	広報誌作成・配布、掲示板の設置・補修等	50,000 円
c.コミュニティ活動	夏祭り開催、外国人との交流イベント実施等	50,000 円
d.デジタル化推進活動	ホームページ開設・運営、地域住民向け勉強会開催等	100,000 円
e.地域オリジナル活動	地域の底力事業の継続・拡充、フラワーポットの補修等、上記にない地域独自の取組	50,000 円

※上記全ての取り組んだ場合、最大 300 千円の交付金が受けられる。

※市からの委託料や補助金等を受けて行われている活動は対象外。

(5) スケジュール (予定)

- ・令和6年4～5月 各連合町内会へ案内
- ・令和6年6月 申請受付・書類審査
- ・令和6年7月以降 交付金の支給開始

(6) 備考

予算上限を超える金額の申請があった場合は、各連合町内会との調整を図る。